

令和 8 年 9 月 1 0 日

第 3 回 定例会 議案

(別冊 2)

厚真町議会

報告第 1 号

所管事務調査報告について

各常任委員長から、別紙のとおり所管事務調査の報告があったので提出する。

令和 8 年 9 月 1 0 日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

令和8年8月25日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

総務文教常任委員長 伊藤 富志夫

所 管 事 務 調 査 報 告 書

令和8年第2回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た所管事務について、去る8月5日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 調査事件

(事務調査)

- ① ゴミの不法投棄について
- ② 高齢者見守り事業について
- ③ 外国人住民の状況について

2 主な説明内容

1 過去3年間の不法投棄の状況

年度	通報件数	地区	廃棄物内訳	対応
R 8	3 件	厚和、浜厚真、鹿沼	廃タイヤ、家庭ごみ、 冷蔵庫	警察へ通報、現地確認
R 7	0 件			
R 6	1 件	宇隆※	たたみ、便座、冷蔵庫 等	道路管理者が廃棄

※豊丘宇隆線（林道）上

※町が把握した通報・事案件数として整理しています。

※原則土地所有者が廃棄を行います。

2 ごみの不法投棄に関する町の対応方針

（1）基本的な考え方

不法投棄は、道路や周辺環境の美観を損なうだけでなく、生活環境や自然環境に影響を及ぼす行為であり、地域の安全・安心を確保する上で看過できない問題であると認識している。

また、不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されており、投棄の内容や態様によっては刑事罰の対象となることから、町としても関係機関と連携しながら、その防止及び早期発見に努める必要があると考えている。

（2）不法投棄への対応

不法投棄が確認された場合には、現地の状況を確認するとともに、投棄物の内容や規模、悪質性などを踏まえ、必要に応じて警察への通報や情報提供を行う。

また、投棄者が特定できる場合には、関係機関と連携し、適切な対応を図る。

（3）監視・啓発の考え方

不法投棄の防止には、違反行為への対応だけでなく、未然防止に向けた啓発や監視活動が重要である。

このため、町では、地域からの情報提供や通報を受けた際には現地確認を行い、不法投棄が発生している場所や発生のおそれがある場所について、必要に応じて巡回や啓発看板の設置などの対策を実施している。

なお、啓発看板については、町内一律に設置するものではなく、設置場所の状況や不法投棄の発生状況、地域からの要望等を踏まえ、必要性の高い箇所へ設置する考えである。

○令和7年度の啓発看板設置状況

3自治会（豊沢・鹿沼・浜厚真）

（４）地域・関係機関との連携

不法投棄の防止は、行政だけでなく、地域住民や関係機関との連携が不可欠である。

そのため、自治会など地域からの情報提供や要望を踏まえ、警察など関係機関と連携しながら、不法投棄の早期発見や抑止に努める。

○環境美化等に関する地域からの要望等

令和５年度 豊川自治会 ゴミポイ捨て防止看板の設置要望

令和６年度 厚和自治会 ゴミのポイ捨て対策要望

ルーラル自治会 私有地管理不足への対策要望

令和７年度 厚和自治会 ゴミのポイ捨て対策要望

（５）今後の対応方針

町としては、引き続き、不法投棄に関する通報や地域からの相談があった場合には、現地確認や関係機関との連携を行い、必要な対策を講じる。

今後も、地域における良好な生活環境の維持に向け、不法投棄の防止に取り組んでいく。

1 高齢者見守り支援事業の利用者の状況（令和8年7月31日現在）

（1）利用件数等

- ① 利用件数等 40件
- ② その他の設置先 3件（住民課福祉G、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業受託事業者）

（事業の目的）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、ICT機器を活用した見守り支援及び介護予防支援を実施することにより、認知症の進行予防及びフレイル予防を図る。

（利用対象者）

- (1) 認知症又は認知機能の低下が認められる者
- (2) フレイル予防又は介護予防の観点から見守り支援が必要と認められる者
- (3) その他町長が必要と認める者

（2）年齢区分

年齢区分	件数
65～69歳	2
70～74歳	3
75～79歳	11
80～84歳	13
85歳以上	11

（3）世帯構成

区分	件数
単身世帯	22
高齢者のみ世帯	11
その他	7

（4）緊急登録先

区分	件数
家族	17
友人・知人等	1
その他	22

2 民生委員児童委員との連携について

(1) 現時点での民生委員との関わり

現時点では、民生委員児童委員協議会において、本事業の目的や端末の機能など、事業内容について説明を行い、情報共有を図っております。

(2) 現在の運用体制

一方で、民生委員から利用希望者を町へ紹介する仕組みや、端末で異常を検知した際に民生委員へ連絡する運用は、現時点では導入しておりません。異常を検知した場合は、あらかじめ登録された御家族等が対応する仕組みとしております。

(3) 現段階での考え方

本事業は開始間もないことに加え、当初導入した貸出機器は50台と限られていることから、まずは利用状況や事業の有効性を検証している段階です。

(4) 今後の連携の方向性

その上で、今後は、利用実績や効果を踏まえながら、民生委員による見守り活動を補完する手法の一つとして活用できるか検討してまいりたいと考えております。

(5) 地域特性を踏まえた事業の意義

本町の農村部は住宅が点在しており、民生委員の訪問時の移動距離も長くなるという地域特性があります。また、民生委員の確保も課題となっております。

このような状況を踏まえると、ICTを活用した見守り支援は、民生委員による訪問や声かけなどの活動を代替するものではありませんが、日常的な見守りを補完する手段として活用することで、見守り活動の負担軽減や効率化につながる可能性があるものと考えております。

(6) 地域包括ケアの推進

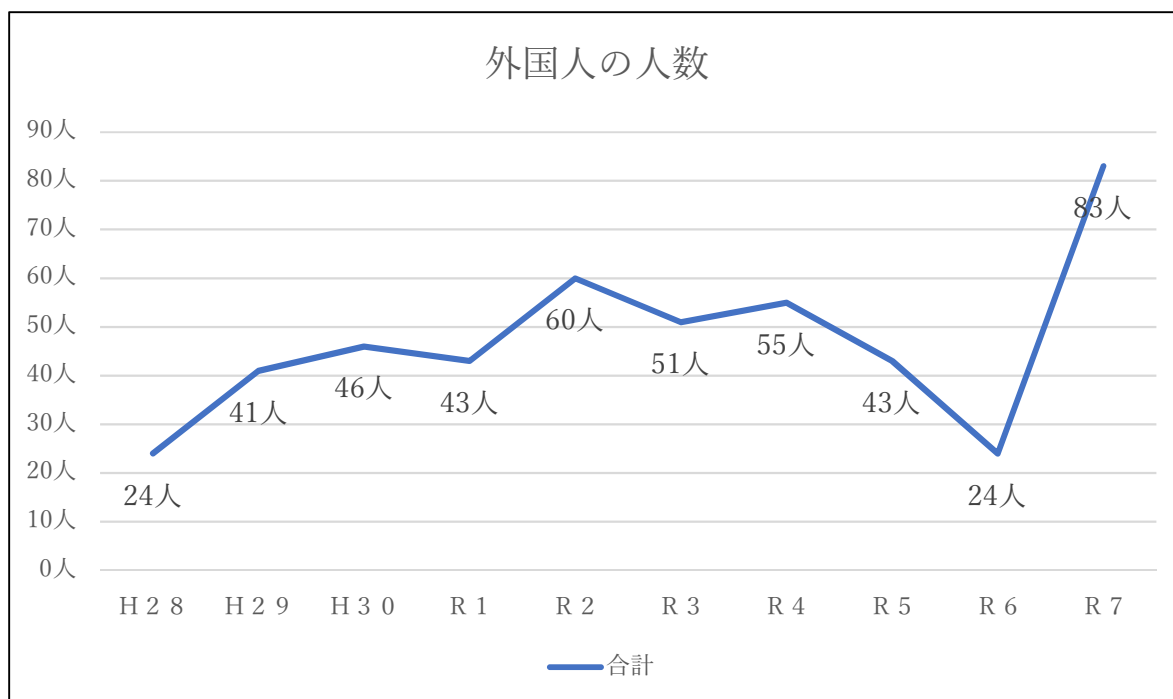
今後は、利用状況や事業効果を十分に検証しながら、デジタル技術による見守りと、家族、民生委員、地域住民及び地域活動団体など多様な主体による見守りを組み合わせ、それぞれの強みを生かした重層的な見守り体制の構築を目指してまいります。

1 外国人住民の状況

(1) 過去10年間の外国人の推移(基準日:各年度末現在)

年度	16歳以上	16歳未満	合計	世帯数
H28	24人	0人	24人	21世帯
H29	41人	0人	41人	39世帯
H30	46人	0人	46人	43世帯
R1	43人	0人	43人	40世帯
R2	60人	0人	60人	57世帯
R3	51人	0人	51人	49世帯
R4	55人	0人	55人	54世帯
R5	43人	0人	43人	42世帯
R6	23人	1人	24人	21世帯
R7	83人	0人	83人	80世帯

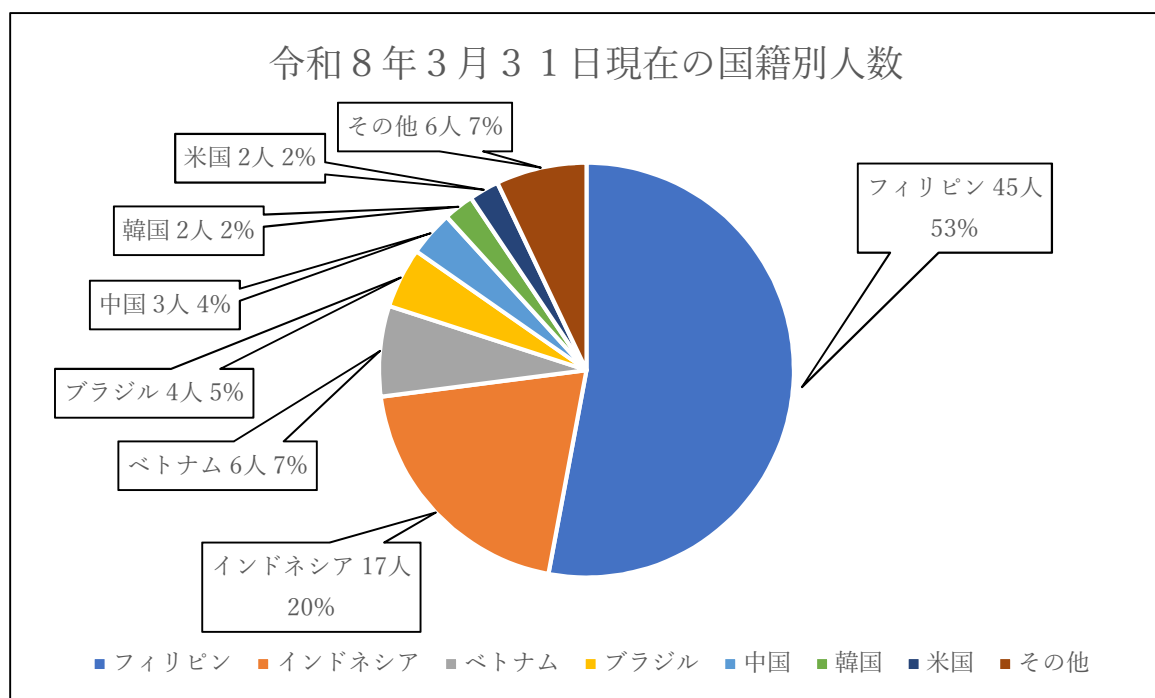
出典:国籍別年齢別男女別人員調査



(2) 国籍別人数（基準日：各年度末現在）

国籍	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
ブラジル	6	5	6	6	6	5	4	4	4	4
ミャンマー	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1
カンボジア	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1
スリランカ	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
中国	1	1	1	1	2	3	2	2	2	3
台湾	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1
フランス	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
インドネシア	-	-	-	-	-	-	-	-	1	17
韓国	2	2	2	2	2	1	1	1	2	2
フィリピン	1	10	10	10	7	2	5	18	37	45
米国	2	1	1	1	-	-	1	1	2	1
ベトナム	10	20	24	21	39	34	39	15	11	6
カナダ	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-
スウェーデン	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-
英国	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-
合計	24	41	46	43	60	51	55	43	65	83

出典：国籍別年齢別男女別人員調査（厚真町）



(3) 在留資格別人数

① 主な在留資格について

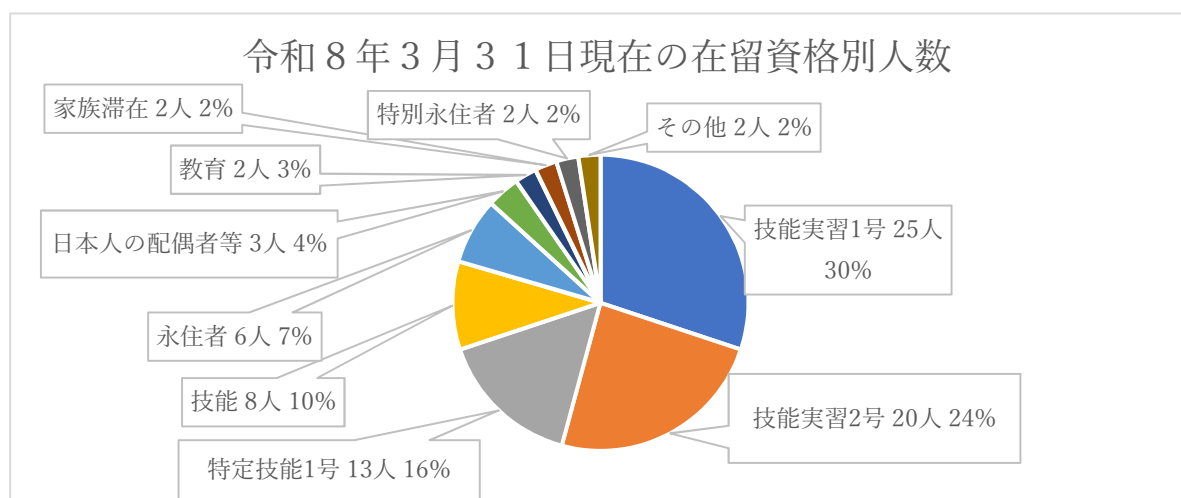
	在留資格	対象者	就労	在留期間	主な特徴
1	教育	小学校、中学校、高校等で教育活動を行う外国人教員	○	3月、1年、3年、5年	主に学校教育機関の教員が対象
2	技能	外国特有の熟練した技能を有する外国人	○	3月、1年、3年、5年	外国料理の調理師、スポーツ指導者、貴金属加工職人など
3	家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者・子	×（原則）	扶養者の在留期間による	資格外活動許可により、原則週 28 時間以内の就労が可能
4	特別永住者	戦前から日本に居住していた人及びその子孫等	○	期間の定めなし	特例法に基づく特別な法的地位
5	永住者	永住許可を受けた外国人	○	期間の定めなし	活動内容に制限がなく、日本に永続的に居住できる
6	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、日本人の実子又は特別養子	○	6月、1年、3年、5年	活動内容に制限がない
7	技能実習1号	技能等の修得を目的として入国した外国人	○（実習先のみ）	最長1年	技能実習制度の第1段階
8	技能実習2号	技能実習1号修了後、技能等の習熟を図る外国人	○（実習先のみ）	最長2年	一定の職種・作業で移行可能
9	経営・管理	日本で事業の経営又は管理を行う外国人	○	6月、1年、3年、5年	会社経営者、法人役員など
10	技術・人文知識・国際業務	技術者、営業、経理、通訳、翻訳など	○	3月、1年、3年、5年	専門知識や学歴・実務経験を要する職種
11	特定技能1号	人手不足分野で一定の技能を有する外国人	○	通算5年まで	16分野が対象。家族帯同は原則不可
12	特定技能2号	熟練した技能を有する外国人	○	6月、1年、3年（更新可）	更新回数に上限がなく、要件を満たせば家族帯同が可能
13	特定活動	法務大臣が個別に指定する活動を行う外国人	許可内容による	個別に指定	ワーキングホリデー、インターンシップなど

※本表は、本町における代表的な在留資格を掲載したものです。

②在留資格別人数（基準日：各年度末現在）

	在留資格	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1	教育	3	2	2	2	1	2	1	1	2	2
2	技能	-	9	10	10	7	2	5	18	15	8
3	家族滞在	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
4	特別永住者	2	2	2	2	2	1	1	1	2	2
5	永住者	9	8	8	8	8	7	5	5	6	6
6	日本人の配偶者等	-	-	-	-	2	3	3	2	3	3
7	技能実習1号	-	10	14	-	28	16	8	-	13	25
8	技能実習2号	10	10	10	21	9	12	28	7	14	20
9	経営・管理	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-
10	技術・人文知識・国際業務	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1
11	特定技能1号	-	-	-	-	-	6	3	8	8	13
12	特定技能2号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
13	特定活動	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
合計		24	41	46	43	60	51	55	43	65	83

出典：在留資格別年齢別男女別人員調査表（厚真町）



2 外国人の労働状況

外国人の雇用状況については、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、事業主に外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」「公用」の者を除く）の雇入れ・離職時の届出を義務付けており、その届出内容を基に、厚生労働省が毎年取りまとめ・公表しています。なお、町独自に外国人の雇用状況に関する調査は実施しておらず、個別・詳細な雇用状況については把握していません。

【参考】

外国人雇用状況の届出状況（令和7年10月末時点）（令和8年2月2日厚生労働省北海道労働局発表資料） ※別添資料参照。

3 地域生活上の状況

（1）外国人住民からのゴミ出しや生活に関する相談件数

0件

ゴミ出しについては、令和7年度に「資源物とごみの分け方 出し方一日英併記版（令和7年6月）」を発行。

加えて、資源物・ごみ分別アプリに「外国語版分別案内」が追加されており、英語をはじめ、中国語や韓国語等約80か国語に対応可能となっている。

（2）その他外国人に関する問合わせ件数

0件

4 防災体制

（1）災害情報の多言語化状況

- ・厚真町版WEBハザードマップについては英語表記を選択可能。
- ・令和4年度に整備した指定避難所標示看板については英語表記を併記。

（2）避難所運営での対応

・厚真町地域防災計画では言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置付け、「厚真版HUG（避難所運営ゲーム）」では想定としてカードに含まれているが、現時点では具体的な対応マニュアル等については未整備であり、課題として認識。

（3）防災訓練への参加状況

- ・現時点では未集計で把握できていない。

3 主な質疑・意見

① ゴミの不法投棄について

- ・臭いや衛生面などで近隣住民に迷惑をかける事例がないか。
- ・空き家に対して、第三者がゴミを持ち込む不法投棄のような事例が発生していないのか。
- ・監視カメラの設置は考えているのか。
- ・農機具の放置や、廃タイヤなどの不法投棄について、現在の状況はどうなっているのか。
- ・不法投棄に対して厳格に対応すべきなのか、被害の訴えがあって初めて動くのか、今後、行政としてどのような姿勢で対応するのか。
- ・道との連携はあるのか。
- ・過去3年間の警察との連携において、どのような結果・事態に至ったのか。
- ・町の対応が、通報を前提としたものに限られているのか、それ以外の把握手段もあるのか。
- ・不法投棄の件数が実際には増えているのか。

② 高齢者見守り事業について

- ・ICT機器はどのように配分したのか。
- ・「その他町長が必要と認める方」とあるが、一人暮らしの人が優先されるべきではないか。
- ・今後、毎年台数を増やす可能性はあるのか。

③ 外国人住民の状況について

- ・外国人住民を問題視するのではなく行政として実態を把握するため、人数と在留資格を掛け合わせたクロス統計で示す必要があるが、その対応が可能か。
- ・外国人が倍増している一方、地域交流や防災に関する問い合わせ件数などが0件や未集計となっている点について、課題がないと認識しているのか、それとも特別な施策を打つべき課題と捉えているのか。
- ・特定技能や技能実習などの外国人がどの企業で働いているかを把握し、町と企業が連携して地域の一員として馴染ませる努力が必要ではないか。
- ・津波だけでなく、浸水想定地域にある集合住宅などにおける大雨時の防災訓練も必要性ではないか。

日頃からの訓練を行うことで、外国人がいざという時に頼りになる存在（報道された救助事例のような活躍）になり得るという見解。

- ・過去の地震や津波警報が発令された際、実際に避難した方がいたか把握されているのか。

- ・実態把握は外国人住民を排除するためではなく、共に暮らすという前提のために不可欠な情報であるため、検討していただきたい。

令和8年8月10日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

産業建設常任委員長 橋本 豊

所 管 事 務 調 査 報 告 書

令和8年第2回定例会において閉会中の委員会活動の議決を得た所管事務について、去る7月29日に本委員会を開催し調査を終了したので、厚真町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 【調査事件】

(現地調査)

- ① 町内河川
- ② 町内上水道
- ③ 豊丘エゾシカ簡易埋設管

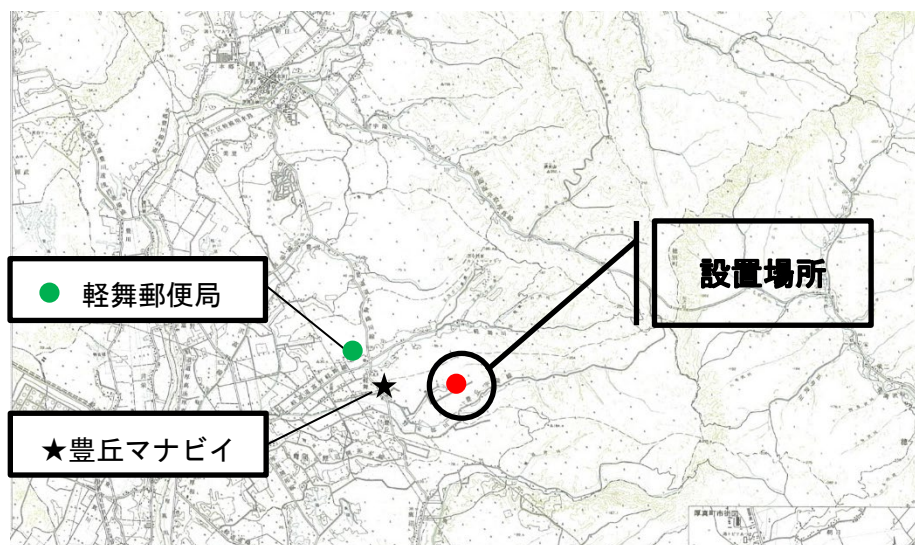
(事務調査)

- ① 河川の浚渫工事について
- ② 上水道の更新計画について
- ③ エゾシカ簡易埋設管実証試験の実施状況について

2 主な説明内容

1. 簡易埋設管の設置状況

(1) 広域図



(2) 周辺図



(3) 設置した埋設管



2. 埋設管仕様

(1) 大型排水管の運搬

- ・直径 1,000 mm 長さ 5,000 mm

(2) 掘削及び大型排水管の埋設設置

- ・排水管を土中 4.2m に埋設し。上部 0.8m を地上設置

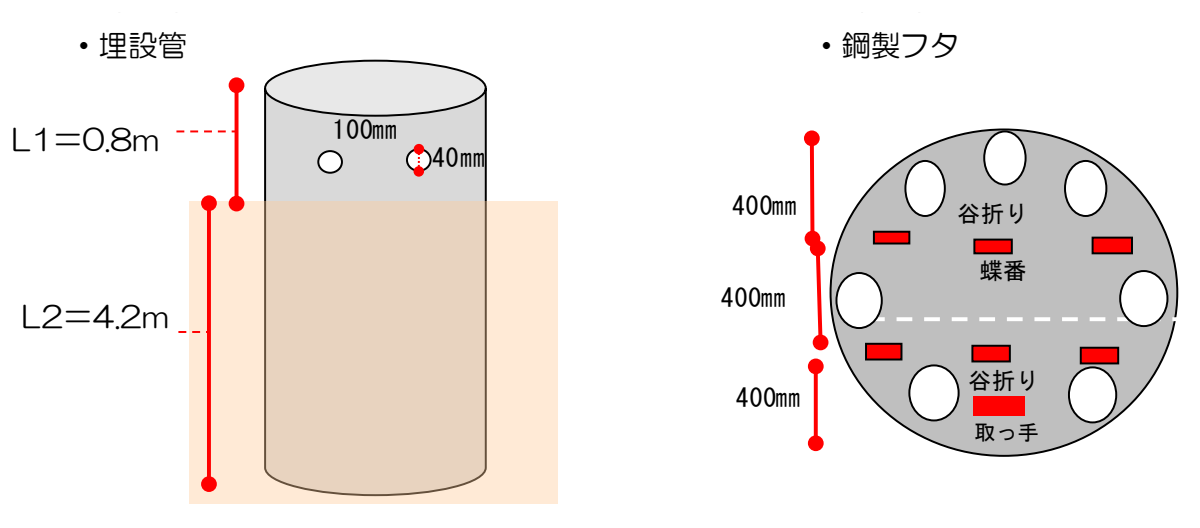
(3) 鋼製フタの加工

- ・鋼製（円形）：1 枚
径：1200 mm、版厚：13 mm 以上
- ・三つ折り加工 折り幅：400 mm
- ・穴加工（管固定用） 円径：40 mm、8 カ所
- ・蝶番加工：6 カ所
- ・取っ手取付工：1 カ所
- ・腐食耐性の強い素材や加工

(4) 設置及び付属品

- ・ステンレスチェーン 2 本
- ・ステンレスネジシャックル 2 個
- ・ダイヤル式南京錠（防水タイプ）2 個

(5) 設置イメージ図



1 浚渫工事の目的

河川浚渫工事は、河道内に堆積した土砂、繁茂した樹木等を除去し、河川の流下能力を回復・確保することを目的とする。

2 河川の概要

河川種別	本数	流域延長	管理主体
2 級河川	5	66.5km	北海道
準用河川	8	46.67km	厚真町
普通河川	39	207.35km	厚真町
合計	52	320.52km	—

3 河川の浚渫工事の実績

・令和 3 年度実施箇所

準用河川ノヤスベ川

準用河川チカエツプ川

準用河川軽舞川

準用河川ハビウ川

普通河川シュルク沢川

・令和 4 年度実施箇所

準用河川軽舞川

準用河川ハビウ川

普通河川分家沢川

準用河川チカエツプ川

準用河川ノヤスベ川

・令和 5 年度実施箇所

準用河川チカエツプ川

準用河川軽舞川

準用河川東ニタツポロ川

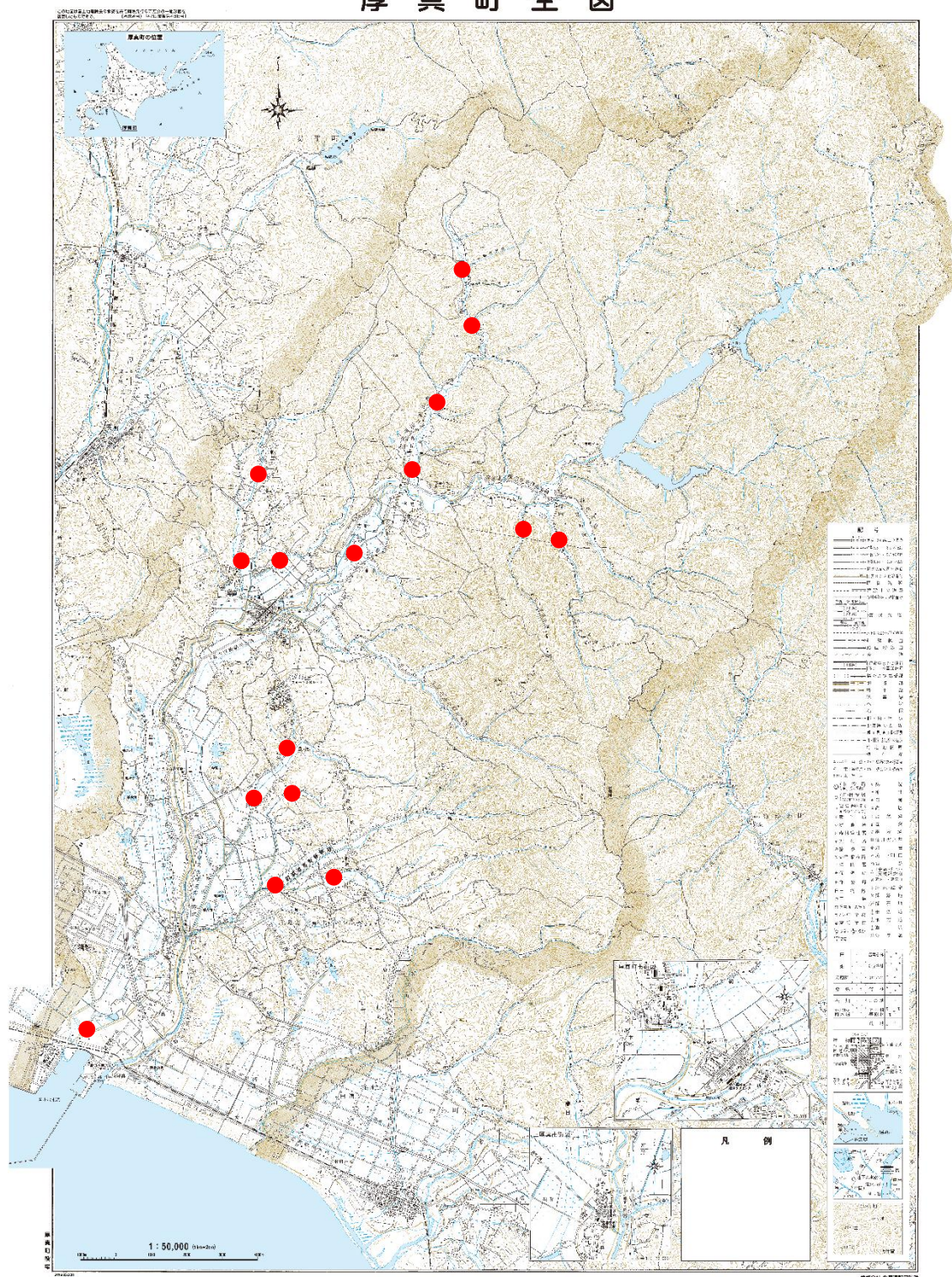
準用河川当麻内川

準用河川ノヤスベ川

- ・令和 6 年度実施箇所
準用河川チカエツプ川
準用河川軽舞川
準用河川ハビウ川
準用河川チケツペ川
普通河川本郷の沢川
普通河川平井の沢川
普通河川分家沢川
普通河川オコッコ沢川
共和地区排水
- ・令和 7 年度実施箇所
準用河川チカエツプ川
準用河川軽舞川
準用河川ハビウ川
準用河川チケツペ川
準用河川東和川
普通河川本郷の沢川
普通河川シュルク沢川
- ・令和 8 年度予定箇所
準用河川軽舞川
準用河川チケツペ川
準用河川ノヤスベ川
準用河川当麻内川
準用河川東厚真川
普通河川平井の沢川
普通河川梁川
普通河川本郷の沢川

別紙「浚渫箇所図」

厚真町全図



1. 上水道の更新計画について

災害時に重要な拠点となる厚真町役場及び厚真町地域防災計画において定められた指定避難所への給水機能を確保するため、配水管の更新及び耐震化を実施。

2. 近年の配水管布設替工事の実績

・令和 6 年度

上厚真地区配水管布設替工事 : ダクタイル鋳鉄管 φ150 mm L=588.4m

上厚真地区配水管布設替工事(2 工区) : ポリエチレン管 φ100 mm L=118.1m

ポリエチレン管 φ75 mm L=103.9m

上厚真地区配水管布設替工事(その 1) : ポリエチレン管 φ100 mm L=119.4m

ポリエチレン管 φ75 mm L=272.3m

上厚真地区配水管布設替工事(その 2) : ポリエチレン管 φ100 mm L=81.6m

ポリエチレン管 φ50 mm L=236.1m

・令和 7 年度

上厚真地区配水管布設替工事(1 工区) : ダクタイル鋳鉄管 φ150 mm L=137.5m

ポリエチレン管 φ75 mm L=136.8m

上厚真地区配水管布設替工事(2 工区) : ポリエチレン管 φ75 mm L=237.6m

ポリエチレン管 φ50 mm L=353.0m

3. 今後の予定

・令和 8 年度

上厚真地区 ポリエチレン管 φ100 mm L=290m

役場庁舎周辺 ポリエチレン管 φ100 mm L=190m

・令和 9 年度

上厚真地区 ダクタイル鋳鉄管 φ200 mm L=135m

ポリエチレン管 φ150 mm L=140m

橋梁添架 防凍管 φ200 mm L=175m

役場庁舎周辺 ポリエチレン管 φ100 mm L=505m

ポリエチレン管 φ75 mm L=90m

・令和 10 年度

上厚真地区

ポリエチレン管 φ150 mm L=120m

ダクタイル鋳鉄管 φ150 mm L=120m

新町地区

ダクタイル鋳鉄管 φ200 mm L=80m

・令和 11 年度

上厚真地区

橋梁添架 防凍管 φ200 mm L=30m

ダクタイル鋳鉄管 φ200 mm L=370m

・令和 12 年度

上厚真地区

ポリエチレン管 φ150 mm L=380m

新町地区

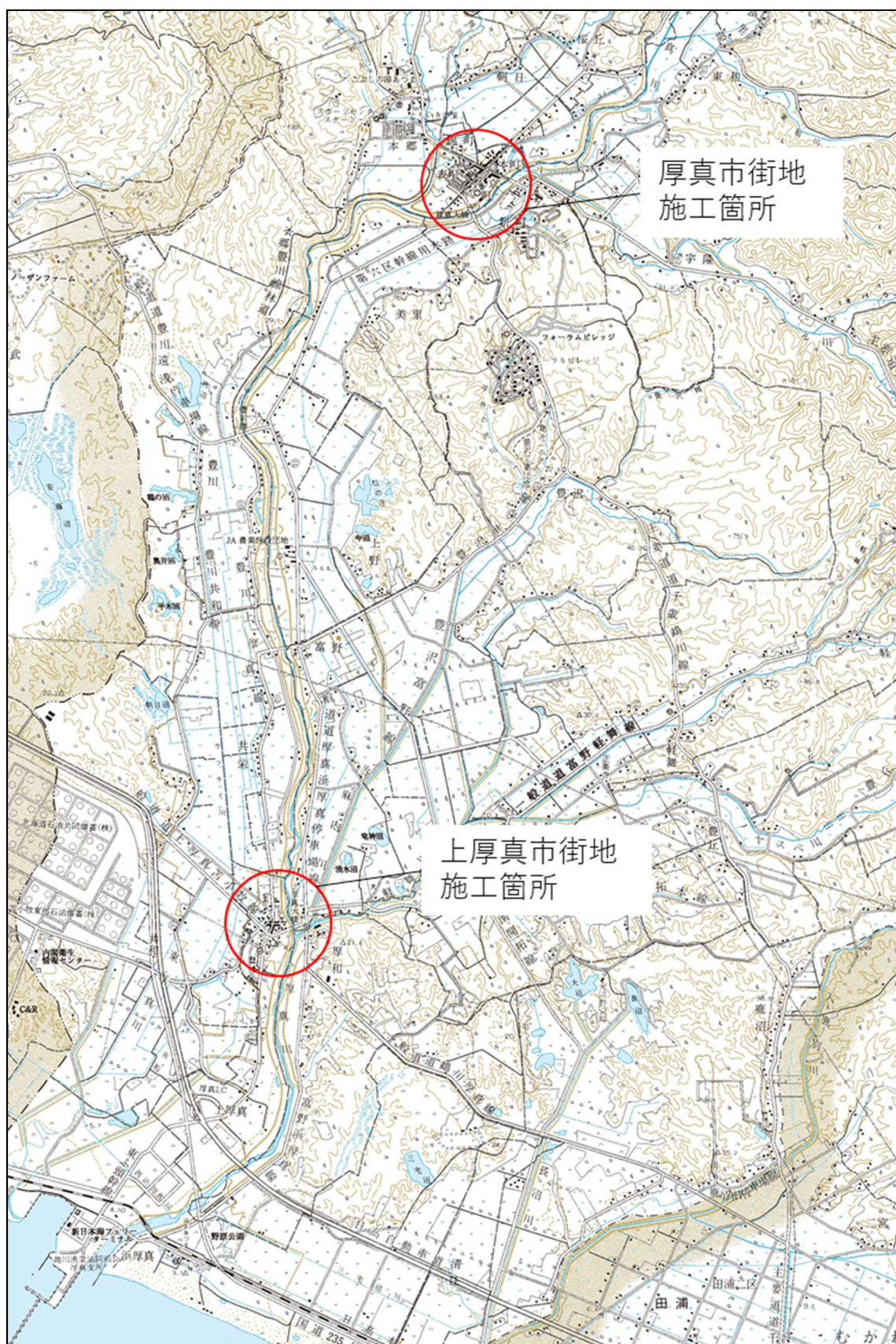
ダクタイル鋳鉄管 φ200 mm L=145m

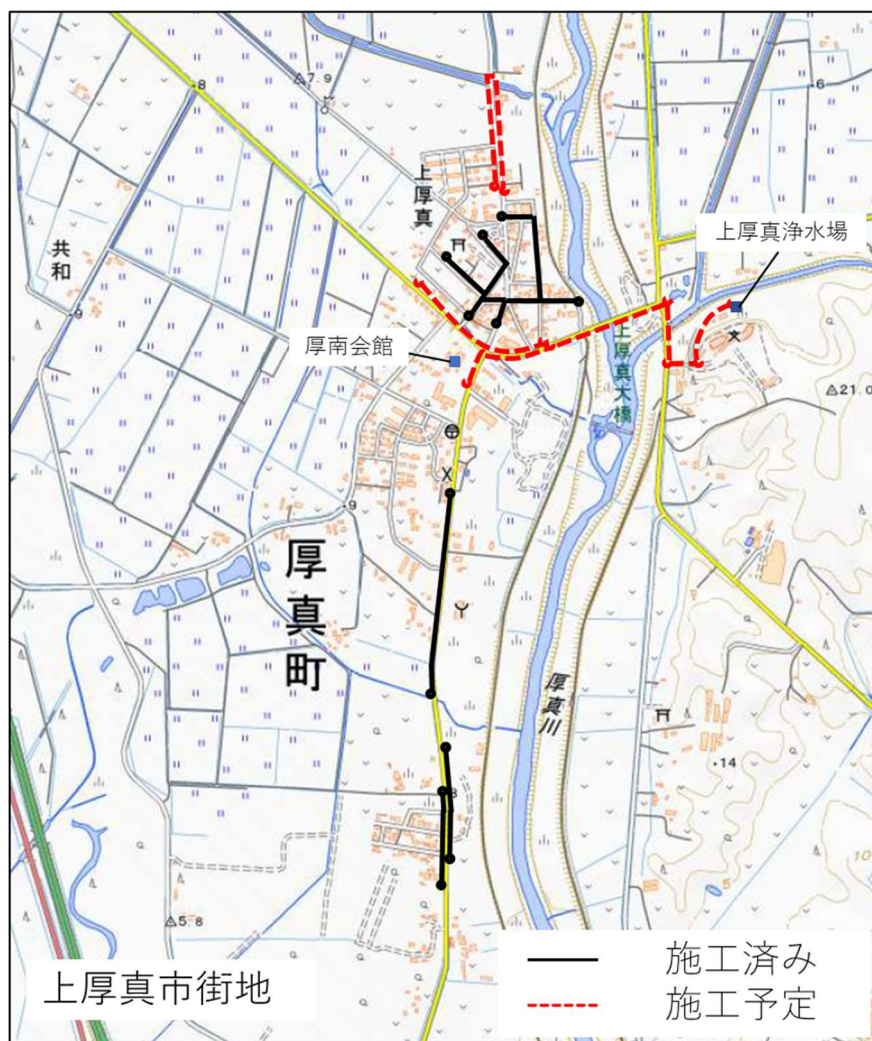
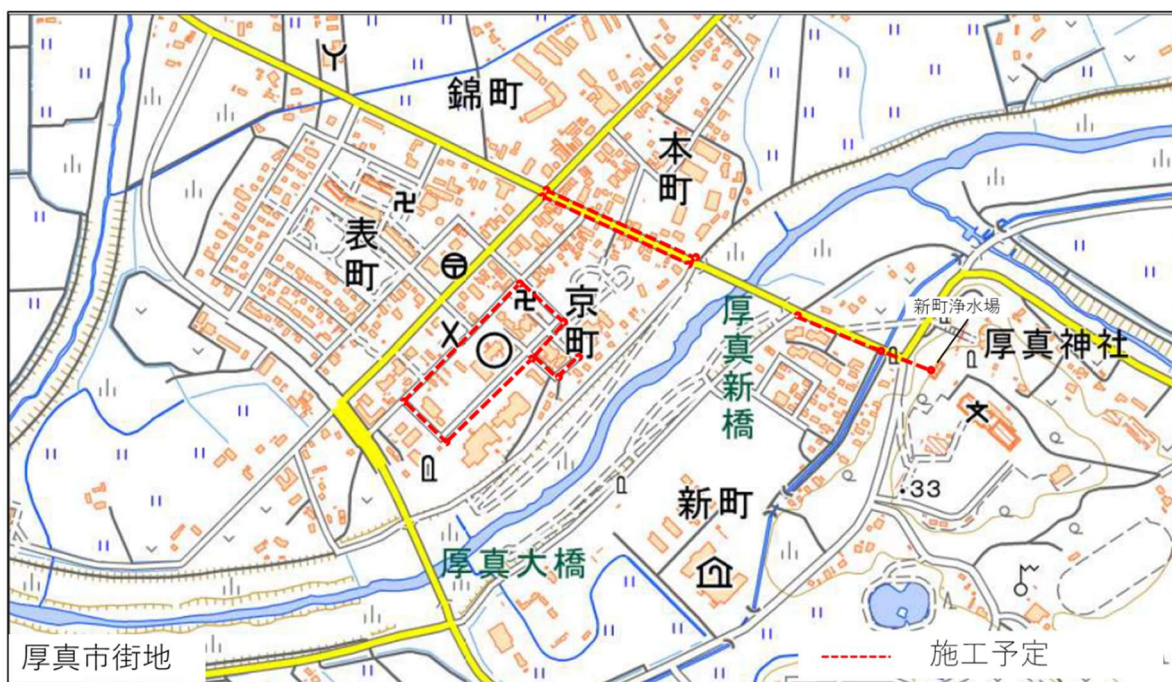
・令和 13 年度

京町、本町地区

ポリエチレン管 φ100 mm L=245m

ダクタイル鋳鉄管 φ200 mm L=245m



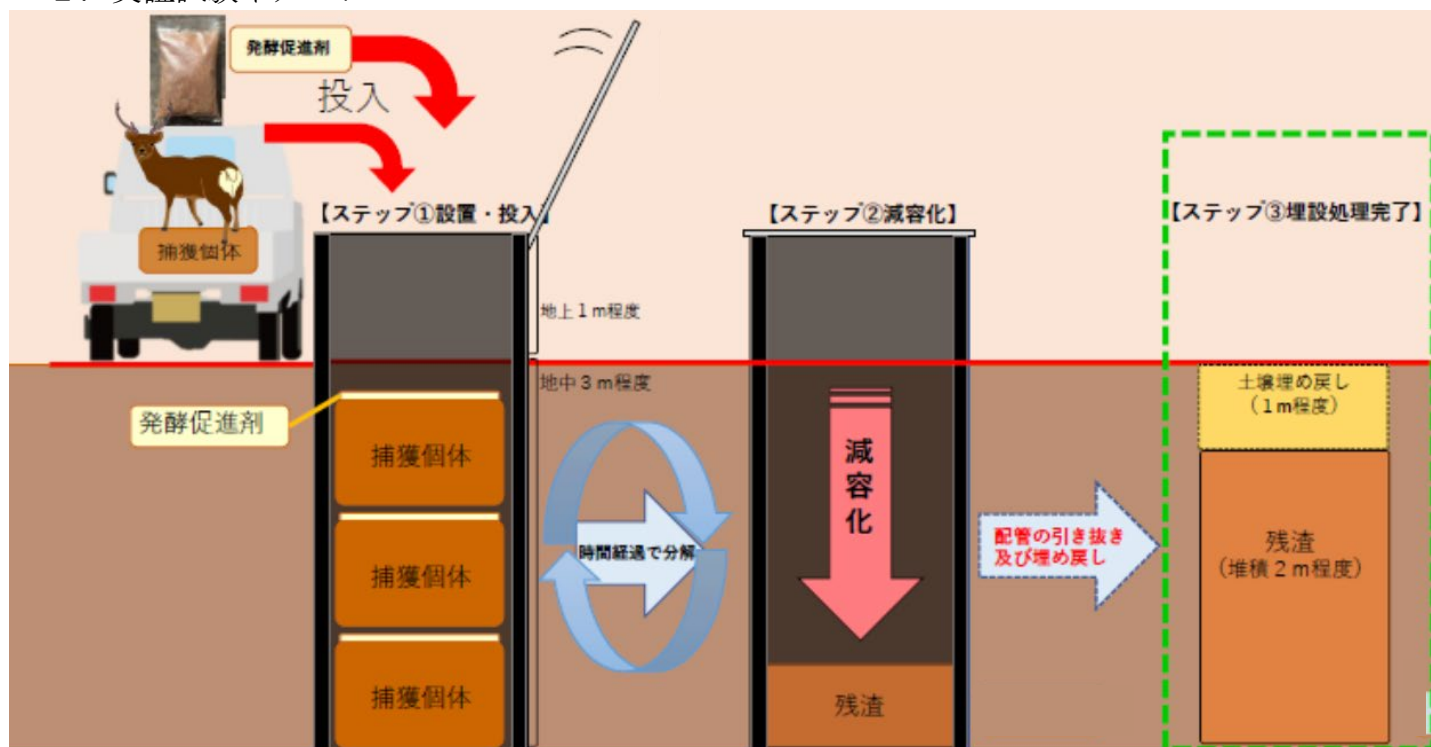


エゾシカ簡易埋設管実証試験の実施状況について

1. 整備等の概要

事業名	令和7年度鳥獣被害防止総合対策事業 (事業実施主体：厚真町鳥獣被害防止対策協議会)
事業の目的	現場埋設の前処理としてエゾシカ捕獲連携事業の実施地区内に大型排水管(直径1m、長さ5m)を縦置きで埋設し、その中に捕獲個体と発酵促進剤(ぼかし剤)を投入し、自然分解により減容化する実証試験に取り組む。
整備の概要	着工：令和8年3月6日 完成：令和8年3月11日 ※運用開始：令和8年5月8日
事業費	726,000千円 ※全額補助金(定額補助100万円以内)

2. 実証試験イメージ



3. エゾシカ捕獲個体の処理状況

処理個体は、時間の経過とともに分解が進み、かさ高も減少していることを確認。
 (発酵促進と臭い消し効果を期待して、1頭あたり 500 g 程度のボカシを投入。)

	5/18	6/4	6/11	7/1
類型処理頭数	8	17	17	17
かさ高 (cm)	160	250	200	180

(設置した埋設管)



(埋設管内部の状況)



・ボカシと共に個体を投入
 (6/4)

・減容化が進み骨が見える
 (7/1)

4. 実証試験開始から現在までの確認事項

(確認できた内容)

- ・自然分解により減容化した
- ・一度に複数の個体を投入すると、スムーズに減容が進まない
- ・無臭ではないが、最も臭いを感じた時期でも半径 5 m 程度の範囲であった
- ・野生動物に掘り返されることがなかった
- ・臭いでクマが誘引されたこともあったが、執着することにはなかった

(今後引き続き確認したい内容)

- ・継続して投入するためには、簡易埋設管を複数基設置したローテーション
- ・埋設管を抜き取り、新たに埋め戻す作業のコスト

3 主な質疑・意見

① 河川の浚渫工事について

- ・事業の発注時期は洪水の始まる前ということだが、具体的に何月からなのか。
- ・地域住民にとって洪水が一番恐れることなので、洪水にあわないタイミングで、できるだけ早く浚渫するようにお願いしたい。

② 上水道の更新計画について

- ・町内で一番古い配水管は何年経過しているのか。
- ・新町の浄水場は今も稼働しているのか。
- ・更新の優先順位はどのように決定されているのか。

③ エゾシカ簡易埋設管実証試験の実施状況について

- ・1基での処理可能頭数は。
- ・年次的に簡易埋設管を増やしていく計画なのか。

報告第 2 号

財政援助団体等に関する監査の結果報告について

監査委員から、財政援助団体等に関する監査の結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和 8 年 9 月 1 0 日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

厚 監 査 号
令和 8 年 8 月 5 日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

厚真町監査委員 佐 藤 公 博
厚真町監査委員 高 田 芳 和

財政援助団体等に関する監査及び公の施設の指定管理者監査の結果について(報告)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 7 年度に係る財政援助団体等に関する監査及び公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり報告する。

財政援助団体等及び公の施設の指定管理者監査

第1 監査の概要

1 財政援助団体等監査実施団体

単位:円

監査実施団体名	財政的援助等の種目	補助金等
厚真町交通安全協会	交通安全協会運営事業補助金	409,000
厚真町交通安全指導員会	交通安全指導員会運営事業補助金	653,000
厚真町社会福祉協議会	社会福祉協議会事運営補助金	45,882,000
苫小牧地区保護司会厚真分区	苫小牧地区保護司会厚真分区運営事業補助金	84,000
厚真町観光協会（あつまルシェ）	あつまルシェ運営事業補助金	660,000
厚真町商工会青年部（スターフェスタ）	農業後継者対策事業補助金	2,000,000
厚真町PTA連合会	PTA連合会運営事業補助金	130,000

2 公の施設の指定管理者

公の施設名	指定管理者名	指定管理期間	指定管理料
高齢者グループホーム（やわらぎ）	株式会社 エムリンク 札幌	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日	9,310,000
高齢者福祉センター（ともいき荘）	株式会社 エムリンク 札幌	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日	14,783,000
交流促進センター（こぶしの湯あつま）	株式会社 あつまスタンプ会	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日	37,499,000
大沼野営場	株式会社 ダイナックス	令和5年4月1日～ 令和15年3月31日	なし
浜厚真野原公園サッカー場	特定非営利活動法人 ASC北海道	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日	3,500,000

3 監査の実施時期

令和8年7月22日（水）1日間

4 監査の対象事項

補助金等の交付目的、金額、時期、方法、交付申請手続き及び補助事業の執行状況、会計経理の処理状況および公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について監査を行った。

5 監査の実施方法

財政援助団体等監査については、事業実績報告書及び収支決算書の提出と補助金等の交付申請書、指令書などの関係書類の提示を求め、公の施設の指定管理監査については、関係資料の提出を求め、点検・照合し、ともに必要に応じて関係職員からの説明の聴取を行った。

第2 監査の結果

監査した結果、上記の団体に交付された補助金等は適正に処理され、公の施設の指定管理者に係る事務の執行についても、概ね適正に執行されていると認められた。

第3 指摘事項等

【財政援助団体に関する監査】

- ・特になし

【公の施設の指定管理者監査】

- ・事業実施に関連し緊急事態が発生した場合には、協定書に記載の報告書を指定管理者から速やかに提出してもらい、適切な処理を行うこと。

報告第 3 号

定期監査の結果報告について

監査委員から、定期監査の結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和 8 年 9 月 1 0 日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

厚 監 査 号
令和 8 年 8 月 2 6 日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

厚真町監査委員 佐 藤 公 博
厚真町監査委員 高 田 芳 和

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき、令和 7 年度に係る定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり報告する。

定 期 監 査

第1 監査の概要

1 監査の実施時期

令和8年5月20日から8月17日まで（うち4日間）

2 実施した監査の種類（令和7年度執行分）

(1) 保育所監査（監査実施日：5月20日）

こども園つみき

(2) 工事監査（監査実施日：6月18日）

総務課所管

- ・ 浜厚真地区津波避難施設建設工事
- ・ 浜厚真地区津波避難施設外構整備工事
- ・ 浜厚真野原公園防災行政無線通信施設整備工事

まちづくり推進課所管

- ・ 二地域居住推進住宅改修工事
- ・ 上厚真エコタウン支障物撤去工事（その1）
- ・ オフグリッドハウス実証棟整備工事

住民課所管

- ・ 厚真葬苑火葬炉設備再燃焼炉耐火物交換工事

産業経済課所管

- ・ 林業専用道路（規格相当）宇隆1号線開設工事
- ・ トコンマの沢線PCB廃棄物処理促進対策工事

建設課所管

- ・ 北部厚真川左岸道路改良舗装工事
- ・ 豊沢地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その6）
- ・ 準用河川ハビウ川河川改修工事
- ・ 町道鹿沼上沢線道路側溝補修工事
- ・ 新町のぞみ、本郷きずな団地暖房改修工事
- ・ 中間管理住宅リフォーム工事
- ・ 浜厚真野原公園サッカー場改修工事
- ・ 小学校プール更衣室監視カメラ設置工事

生涯学習課所管

(3) 財務事務及び備品監査（監査実施日：7月23日）

ア 財務事務：事務執行状況の確認

総務課

- ・ DX推進事業 システム導入委託料

まちづくり推進課

- ・ 起業家人材育成事業 ローカルベンチャー推進事業委託料

住民課

- ・ 地域包括支援センター運営事業 地域包括支援センター運営事業委託料
- ・ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 生活困窮者支援等のための地域づくり事業委託料
- ・ スマートディスプレイ導入実証事業 スマート見守りシステム導入委託料
- ・ 障がい者地域生活支援事業 成年後見制度法人後見支援事業補助金

産業経済課

- ・ 観光一般管理事業 資源活用型・情報発信事業補助金

- ・スマート農業推進事業 スマート農業導入支援事業補助金
 - ・起業・新規事業創出事業 起業化支援補助金
 - ・英語教育推進事業 イングリッシュキャンプ運営管理委託料
- 生涯学習課
- イ 備 品：令和7年度取得備品の確認

(4) 学校監査（監査実施日：8月17日）

小学校 上厚真小学校

中学校 厚南中学校

3 監査の対象事項

施設及び備品の管理状況及び財務に関する事務処理の確認、また、工事関係は、着工から完成までの事務処理と現地について監査を行った。

4 監査の実施方法

監査対象となっている関係諸書類の提出と財務関係の諸台帳及び諸帳簿の提示を求め、関係者からの事情聴取を実施した。

第2 監査の結果

施設及び備品の管理状況、財務事務の執行状況、工事の執行及び現地の状況について監査した結果、適正であると認める。

第3 指摘事項等（共通）

（保育所監査）

- ・特になし

（工事監査）

- ・特になし

（財務事務及び備品監査）

- ・補助金、工事、委託などの書類の整備は、担当者が変わっても不備のないように引継ぎの徹底をお願いしたい。

（学校監査）

- ・特になし

報告第4号

現金出納例月検査の結果報告について

監査委員から、現金出納例月検査の結果について、別紙のとおり報告があったので提出する。

令和8年9月10日提出

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹

厚 監 査 号
令和8年8月25日

厚真町議会議長 渡 部 孝 樹 様

厚真町監査委員 佐 藤 公 博

厚真町監査委員 高 田 芳 和

現金出納例月検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した、令和8年度5月分・6月分・7月分の現金出納例月検査の結果について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告いたします。

